

学校では、感染症の流行を防ぐため、以下の感染症にかかった生徒の出席を停止します。これらの出席停止は、学校保健安全法第19条に基づいて行われます。

種類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（A型コウモリウイルス属 SARS コウモリ）、中東呼吸器症候群（A型コウモリウイルス属 MERS コウモリ）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで ※「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の感染症とみなす
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師によって感染のおそれがないと認められるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 * その他の感染症	医師によって感染のおそれがないと認められるまで * その他の感染症は、必要があれば学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患

インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症による出席停止の場合は、「治癒報告書」を保護者が記入し、処方された薬の説明書または医療機関の領収書などを添付して学校へ提出してください。インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症以外の感染症による出席停止の場合は、「出席停止証明書」及び「治癒（登校許可）証明書」を主治医に記入してもらい、登校許可が出たら学校へ提出してください。

書類の提出がない場合は、出席停止の扱いとすることができません。

書類は、学校のホームページ（定時制生徒→保健室）からダウンロードできます。

※氏名、病名、出席停止期間が記載されていれば、この様式でなくてもかまいません。